

新宮町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
新宮町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における働き方改革を推進していく目的については、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日）の中で示された。その内容を整理すると、次の3点にまとめられる。

- ① 教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを向上させるため。
- ② 自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備し、教師がその高い専門性を大いに発揮できるようにすることにより、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるようにするため。
- ③ 働き方改革により創出した時間も活用しつつ、教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け資質能力の向上を図り、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たすため。

つまり、働き方改革の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」である。

上記の目的を達成させるために、本実施計画を策定する。

(2) 新宮町の現状

新宮町では教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「新宮町立小中学校管理規則」第35条に「教育職員の業務量の適切な管理等」の条項を設け、勤務状況の実態を毎月校長会で示し、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、新宮町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 25.3 時間	8.8%	1.1%
中学校	月 38.5 時間	37.3%	0.0%

小学校では、時間外在校等時間が月 80 時間を上回る割合が 1.1%となっており、中学校では時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合が中学校では 37.3%と多くなっている。この状況に係る業務内容等について精査・見直しを行い、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下の通りである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以上の割合を 【小学校】5.0%以下
【中学校】30.0%以下

◇ 各校ごとの状況（45時間以上の割合）

	立花 小学校	新宮 小学校	相島 小学校	新宮東 小学校	新宮北 小学校	新宮 中学校	相島 分校	新宮東 中学校
R6 (%)	50.0	3.6	0.0	6.4	7.4	34.8	0.0	51.5

- ・ 1箇月時間外在校等時間の平均時間を 【小学校】30時間程度
【中学校】35時間程度

◇ 各校ごとの目標（1箇月の在校等時間の平均時間）

	立花 小学校	新宮 小学校	相島 小学校	新宮東 小学校	新宮北 小学校	新宮 中学校	相島 分校	新宮東 中学校
R6 (時間)	46.5	23.7	5.0	24.5	25.7	38.5	8.5	45.8

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を88.0以下とする【89.6】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

- ・ なお、年度ごとに取り組み内容を整理し、更新していく。
（2の目標については令和8年度の目標値を設定している）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 児童生徒の登下校時の見守り活動は、各地域の実情を踏まえつつ、地域ボランティアやPTA活動、コミュニティ・スクール活動等との連携を図る。
- ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、各地域の実情を踏まえつつ、町の防犯専門官や地域ボランティア等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 補導された時の対応については、緊急の措置が必要な特別の場合を除き、保護者が第一義的な責任を負う認識を共有する。
- ◇ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等に学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 法的な対応が必要な保護者等への対応については、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◇ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 小学校の水泳授業については、高い指導スキルによる児童の泳力向上、事故のリスク軽減、学校プールの管理や授業づくりに係る教育職員の負担軽減を目的とした民間委託（授業を含む）を推進する。
- ◇ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・ 休日の部活動については、生徒の活動の場の保障と兼職兼業を含めた教育職員のワーク・ライフ・バランスに寄り添った民間委託の地域展開モデルを推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の配置や連携強化により、事態の深刻化を防ぐとともに、支援の質を向上させる。

（２） 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準時数を大幅に上回って（小４以上で１０８６単位以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の目的が形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 勤務時間外の電話対応について、学校閉庁後４５分後を目安に留守番電話の自動応答を活用する。

（３） 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ １箇月時間外在校等時間が８０時間を超え、なおかつそれが連続２箇月続いた教育職員には医師やカウンセラー等による相談支援体制を整える。
- ・ １１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェック実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進していく。
- ・ 学校における定時退校日を週１回以上（毎週水曜日）設定するように推進する。
- ・ 長期休業期間においては、学校閉庁日を設定し、つぶさに学校の現状を把握しながら、教育職員の年休取得や学校閉庁日の拡大等の推進を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップに関する事項や、関連する取組について記載する。
 - ・ 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び校長会において報告することとする。
 - ・ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、新宮町で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、年1回実施するストレスチェックの結果から把握する。
 - ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
 - ・ 各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。